農林水産業・食品産業の現場の 新たな作業安全対策に関する有識者会議 (第4回)

農林水産省大臣官房政策課

【山口大臣官房政策課長】 それでは、ただいまより第4回農林水産業・食品産業の現場の新たな作業安全対策に関する有識者会議をオンラインにより開催いたします。

司会を務めます大臣官房政策課長の山口です。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところお時間を頂戴し、また、オンライン会議 の設定等に御協力を頂戴し、誠にありがとうございます。

まず初めに、農林水産事務次官の枝元より御挨拶を申し上げます。お願いいたします。 【枝元事務次官】 皆さん、こんにちは。農林水産省の事務次官の枝元でございます。 一言御挨拶させていただきます。

本日は、お忙しい中、御参加いただきまして、ありがとうございます。本日の議題となっております農林水産業・食品産業の作業安全のための規範を策定するに当たりましては、これまで各委員の皆様方に多数の貴重な御意見を賜りまして、本当に感謝申し上げます。

皆様も御存じのとおり、農林水産業・食品産業の分野では、死傷事故が後を絶たず発生し、建設業など他産業と比較しても事故発生率が高い状況にございます。これをいかにして早急に改善して結果を出していくかということが非常に大きな課題だというふうに認識しております。

御議論いただきました規範の策定、正にその改善に向けた新たな第一歩であるというふうに認識してございます。本日の御議論をいただいて、規範の取りまとめを行いたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

また、お取りまとめいただければ、その規範をいかに現場に浸透させて、現場の方々の 行動変容につなげるかということも重要だというふうに考えております。この点につきま しても、皆様方の御意見も伺いながら、しっかり進めていきたいと考えてございますので、 本日は忌憚のない御意見を賜れればありがたいというふうに思っております。

本会議での御議論、現場での作業事故を減らしまして、我が国の農林水産業・食品産業 の明るい未来につながることを期待いたしまして、御挨拶とさせていただきます。よろし くお願い申し上げます。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございます。

では、まず初めに、資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前に事務局からお送りさせていただきましたとおり、議事次第、資料一覧、資料1から8及び参考資料1から5となります。資料4につきましては4-1から4-5まで5冊に分かれております。

本日の出席者につきましては、資料1の出席者一覧に掲載してございます。また、事務 方につきましては、その後ろの参考資料のとおりとなっておりますけれども、8月に人事 異動がございましたので、前回の会合からいたしますと大分入れ替わっておりますので、 御承知おきいただければと思います。

なお、本日は、小谷委員が御欠席となっております。

また、農林水産省出席者の約半数については、会場ではなく、本日はオンラインで会議出席しております。

事前に事務局からお知らせしておりますとおり、御発言される場合は、チャット欄に発言される旨を書き込んでいただきますと、事務局で確認し、マイクをオンにできるように操作いたしますので、画面の表示に従いミュート解除ボタンを押してください。そうしますとマイクがオンになりますので、冒頭にお名前をおっしゃっていただいてから御発言をお願いいたします。

それでは、議事に移りたいと思います。

まず初めに、議題1の「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範)」の 策定のうち、まずは資料2におきまして、これまでの有識者会議での検討経緯についてま とめておりますので、青山総括審議官より御説明をいたします。お願いいたします。

【青山総括審議官】 総括審議官の青山です。前任の浅川に引き続きまして、よろしく お願いいたします。

資料2を御覧ください。これまでの検討経緯でございます。

本有識者会議は、昨年2月に設置されまして、議論を開始いたしました。委員からの事業者等が取り組むべき基本的な項目を示した規範を策定し、日々、意識することが有効との御意見を踏まえ、第2回、第3回有識者会議で、農林水産業・食品産業の作業安全対策のための規範について議論を実施いたしました。

第3回の会議では、農林水産業・食品産業の各業種で共通する基本的な事項を取りまとめた共通規範の内容について、参考3のとおり取りまとめました。資料は参考3ですので、また御覧いただければと思います。

さらに共通規範で示された基本的な項目について、各業種ごとに取り組むべき事項を現場の方々に具体的に示すための個別規範や、その解説資料等について業種ごとに分科会を 昨年末から今月上旬にかけて開催し、議論を深めていただいてきたところでございます。

本日の第4回有識者会議では、各分野において意見集約した個別規範等につきまして議論をいただき、本会議での了承を得たいと考えております。

今後、省内の手続を経まして、本年2月以降に農林水産省として規範等を決定いたしま して、現場への周知を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございました。

次に、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範)」の策定のうち、資料3の「個別規範(案)等に対する分科会で頂戴した主なご意見」及び資料4-1から5の個別規範、チェックリスト様式等について、私から説明をさせていただきます。

まず、資料3を御覧ください。

各分科会では、個別規範、それからチェックシート、解説資料の案や活用方法等について御意見をいただきました。多くの御意見をいただきました。全てのものを御紹介できませんが、主なものを資料3に取りまとめております。時間も限られますので、各分野で何点か選んで御説明をさせていただきます。

まず、農業分科会では、個別規範等の内容に関するご意見として、1つ目の丸のところにありますけれども、個別規範(事業者向け)に、「資機材、設備等の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う」ことを記載すべきとの御意見がございました。

これへの対応といたしまして、個別規範の1-(4)-②において、機械・器具の危険 箇所の特定、改善・整備について追記をいたしております。

それから、規範の活用方法等に関するご意見のところに記載がございますけれども、最初の部分ですが、「研修・教育等」について、農業者へのインセンティブとなる政策的支援が必要。その前提として、多くの農業者が研修を受講できる体制整備が必要との御意見がございました。

こちらにつきましては、御意見の趣旨を踏まえて、令和4年度から研修の実施をクロスコンプライアンスの対象とできるよう、研修の受講体制の整備を進めることとしております。令和3年度においては、研修の受講機会を提供する指導員の育成に取り組むこととしております。

続きまして、林業・木材産業分科会の部分ですが、(個別規範等の内容に関するご意見) として、最初の1つ目の部分ですが、「事業者向け」、「事業者団体向け」のそれぞれの規範 が、誰を対象としているのかや規範の位置づけを明確にすべきとの御意見がありました。

対応といたしまして、個別規範の位置づけや、その対象等につきまして、規範の解説資料の「はじめに」の部分に明記をすることにしております。

その下の部分ですが、法令遵守、事業者向けの規範の方の法令遵守につきまして、法令だけに着目しているが、法令遵守はもとより、ガイドライン等通知レベルの推奨事項にも取り組むことが望ましい旨を表明してはどうかとの御意見がありました。

こちらの対応といたしましては、事業者向けの解説資料の「はじめに」の中に、労働安全衛生法令に加えてガイドラインを追記しております。

また、1-(2)-①、関係法令を遵守する中でガイドラインについても記載している ところでございます。

さらに、個別規範等の内容に関する御意見の最後の部分に2つ並んでおりますけれども、 木材産業では雇用という形で外国人を従事させる場合は少ないので、事業者向け個別規範 の「外国人従事者の雇用」という記載は修正すべきではないか。

あるいは、木材産業では外国人技能実習生を受け入れている事業者が多い。外国人にも 配慮した取組を進めることが大事との御意見がありました。

こちらへの対応といたしましては、技能実習生が多いという実態に合わせまして、事業 者向けの個別規範及び解説資料それぞれの書きぶりを、「外国人技能実習生等を受け入れ ている場合」というような形で記載を適正化してございます。

漁業分科会につきましては、(個別規範等の内容に関するご意見)の2つ目の丸のところにありますけれども、解説資料でライフジャケットの着用の有無による生存率などの具体的な数字を示すことで、着用の必要性を強く意識することに通じるのではないかと御意見がありました。

こちらにつきましては、事業者向けの解説資料1-(2)-③の中に、ライフジャケットの着用が原則であること、原則、全ての乗船者に義務づけられていること、海中転落者のうちライフジャケット着用者の生存率が非着用者と比べ約2倍高いことを追記してございます。

活用方法への御意見として、チェックシートへのチェックが目的化しないよう、労働災害が減少したか等の評価が重要である。また、チェックシート自体のアップデートも現場

に即して必要との御意見がございました。

こちらにつきましては、作業事故減少への効果、また、チェックリストの活用度なども 含め、評価する機会は必要と考えております。漁業分野の安全講習会での活用や、補助事 業とひもづけたチェックシートの回収を通じて規範の評価を実施していく考えでおります。 また、現場での活用状況に応じてチェックシート自体も、次年度以降、改善していく考 えでおります。

最後に、食品産業分科会ですが、こちらでは、農水省からお示しした個別規範等について、委員からの御意見はございませんでした。

各委員会での意見を集約した個別規範、チェックシート、解説資料につきましては、資料4-1から4-5に添付をしてございます。個別規範等につきましては、本日、再度御意見を伺い、御議論を取りまとめさせていただきたいと考えております。

それでは、個別規範等について、御意見が改めてございましたら、お願いいたします。 全中の生部委員、お願いいたします。

【生部委員】 全中の生部でございます。よろしくお願いします。

資料4の個別規範のところにつきましては、特段、意見はございません。特にこの資料4-1をお作りいただくに当たりましては、こちらの担当課長も出席させていただきましたけれども、分科会の中で、専門の先生方からもかなりたくさんの御意見が出されたと承知いたしております。本当にありがとうございました。

1点、これはお願い事になると思うんですが、資料3の分科会で頂戴した主な御意見のところとも関連いたします。ちょうど農業分科会のところの下の(規範の活用方法等に関するご意見)の2つ目の丸のところに、分科会でも、「解説資料について、長文であり読みこなすのは困難なため、普及するための分かりやすい資料を作成して欲しい」という意見が出されたと承知しておりまして、私も同様の考え方で、できれば分科会に参加いただいた専門の先生、あるいは農水省の担当の方が講師役となっていただいて、この解説を御説明する映像資材みたいな、ウェブ配信できるような、そういった動画を作っていただけないかなというところです。恐らくこの先、現場での実際の作業場面では、この緑のチェックシートの活用場面が多くなってくると思いますけれども、そもそもの書かれている内容を理解していくためには、やっぱりこの解説資料、かなり専門的なやり取りも分科会で追加意見も出されたということも承知しておりますので、御検討いただければと思います。

以上です。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございました。

ただいま生部委員からの御指摘がありました点、分かりやすい周知のための資料ということで、全体を通しましては、リーフレットの作成等も行うこととしております。また、映像等についても工夫していきたいというふうに考えてございます。

農業のほうで何か特別にお考えはございますでしょうか。

安岡生産振興審議官、お願いします。

【安岡生産振興審議官】 生産局の生産振興審議官の安岡でございます。

生部委員、御意見ありがとうございました。おっしゃるとおりで、現場でやっぱり長文のものを読み込んでいただくのは非常に難しいと思いますので、分かりやすいパンフレット、もしくは映像というのはあまり考えていなかったんですけれども、これからやっぱりそういうものも、見て理解していただける資料の作成なども考えていきたいと思います。

それと、先ほど、最初のところの対応方針でも御説明をしたのですけれども、やっぱり 実際に実践していくためには、それぞれの注意事項をどういうふうなところで注意しなければいけないかということを理解していくことが大事ですので、現場で指導する指導員の 育成を、令和3年度、予算も確保しましたので、それは各現場で育成できるように、そう いうことも力を注いでいきたいというふうに思っております。

ありがとうございます。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございます。

それでは、髙橋委員から御発言の御希望がございますので、お願いいたします。

【髙橋委員】 ちょっとビデオがうまく始まらないので、音声だけで失礼いたします。

【山口大臣官房政策課長】 はい、お願いします。

【髙橋委員】 資料3には、分科会のほうでもコメントさせていただいたんですが、ちょっとこの資料3からははみ出す意見という判断だったので、ここには書かれていなんですけれども、今回のこの規範、今、皆さんの御努力で、デスクワークとしてできる範囲のものとしては、よいものができてきているのではないかというふうに認識しておりますが、ただ一方で、やはりこれが現場に出ていったときに、このままの状態で本当に使い物になるかというのは、やっぱりちょっと未知数な部分があって、当然、現場の方が見たら、これでは使えないとかという話は出てくる可能性は十分にあると思いますので、ぜひそういうモニター期間というか、そのような機会を設けていただいて、どういう形でやるかというのはまたその辺も御検討、御議論いただくといいかとは思うんですけれども、例えば、

私が今、思いつく範囲で言わせていただくと、漁業の場合で言うと、モデル漁協ですとか、 モデルとなる漁業会社というものを何らかの形で選定していただいて、そこに実際にこれ を試していただく。試した結果、必ずどうでしたという意見はフィードバックしていただ いて、それぞれ一定の期間の間に行って、それをまたベースに、いま一度改良を重ねてい くというような、そういうプロセスが必要ではないのかというふうに考えております。

一応、来年度もこの会議は継続されて、何らかの形でそういうことはされるだろうというふうに水産のほうの分科会では伺っていますけれども、もう少しその辺、具体的なプロセスをお示しいただくとよいのではないかと考えております。

以上です。

【山口大臣官房政策課長】 では、私、山口のほうから全体で説明をさせていただきますが、来年、来年度の事業の中でも、チェックシートの分析等を行うこととしておりまして、そうした中で各種フィードバックも受けながら、直すべきところとか、そういったものは随時チェックをしていって、修正をかけていくという作業が必要だと思っております。この会議も来年度中に規範の浸透状況などについて、改めてまた御報告する会合を持ちたいと思っておりますので、そういった場でもまた御議論をいただきまして、規範の修正等も適宜行っていくというふうにしていきたいと考えております。

水産の関係、よろしいでしょうか。倉重部長、お願いいたします。

【倉重漁政部長】 水産庁の漁政部長の倉重です。よろしくお願いします。

今の髙橋委員の御指摘でございますけれども、分科会でもほかの委員からも出ましたが、 やはり現場に出ていったときに皆さんが分かりやすいように努力するというのは、非常に 我々も重要だと思っております。これも分科会でも出ましたが、漁業団体にどう説明する かということと、漁業者にどう説明するか。漁業者の中でも漁船でそういう労務に責任を 持っている方にきちんと浸透するにはどうしたらいいのかとか、きめ細やかにどのように 分かりやすく御説明できるかというのを、御協力もいただきながら進めていきたいと思っ ておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

よろしいでしょうか。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございます。

【髙橋委員】 ありがとうございました。

【山口大臣官房政策課長】 それでは、続きまして、上村委員のほうから発言の御希望

がありますので、よろしくお願いいたします。

【上村委員】 森林総研の上村です。

個別規範の内容についてではないんですが、個別規範の効果を高めるためのお願いとい うか、教えていただきたいと思います。

事業者向けの個別規範1-(5)-①ですか、ヒヤリ・ハット事例の収集・分析・活用というのがうたわれております。こういったものは事業者が独自に行うよりも、例えば業界全体で取り組んだほうが多分効果が高いと思います。収集事例も多く集まりますし、多分、事例は、ほかの事業体にも適用するところが結構多いと思いますので、そういったものを全体として取りまとめて分析して活用していくような、できれば事業化といったようなこともぜひ考えていただきたいと思います。

それから、事業者向けの個別規範1-(4)-③になりますか、明文化、可視化というところが出てまいります。解説資料の方ではマニュアル化という文言もあるんですけれども、各事業者各々が、独自の取組を実施するところはそれでいいと思うんですけれども、業界で共通するようなマニュアル化のような、分かりやすい教材を全体の中で作ったほうが効率がいいと思いますので、その辺りのことが行えるようなこともぜひ御検討いただければと思います。

以上です。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございます。

前島林政部長、お願いできますでしょうか。

【前島林政部長】 林野庁林政部長の前島です。

ヒヤリ・ハット事例については、上村委員おっしゃるように、我々も林業の関係、一人 親方の方もいらっしゃいますし、必ずしも規模が大きい事業者の方々ばかりではないので、 そういう点からすると、上村委員おっしゃるように、できるだけ広範に事例を集めるとい うことで、業界で集める。あとは、林野庁の場合には国有林を持っておりますので、国有 林の中で事業を請け負っているような方々の事故例、ヒヤリ・ハット事例を集めるなどの 工夫をしていきたいと考えております。

マニュアルについても同様でして、おっしゃるように、できるだけ業界で共通するようなものをマニュアル化するというのも1つのいいアイデアだと思いますので、業界団体の方々などにもご相談させていただきながら、できるだけ現場に浸透するようなマニュアルを作っていくということを心がけたいと思います。

以上です。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございます。

上村委員、よろしかったでしょうか。

【上村委員】 はい、ありがとうございます。

【山口大臣官房政策課長】 それでは、続きまして、梅崎委員から御発言の希望がございますので、お願いいたします。

【梅崎委員】 梅崎でございます。今日はどうもありがとうございました。

私のほうから申し上げたいのは、資料3の1ページ目の一番最後から2ページ目にかけて書いてある機械なんですが、「人間はミスをするものなので、安全に配慮した機械を選択して欲しい。作業安全は、機械や設備で対応するのが基本である」と、こういう形で農水さんのほうでまとめていただいて、正にここが基本になると思いますので、それぞれ規範の中で、1-(3)資機材、設備等の安全性の確保というものが共通規範としてやはりございますので、これは農水さんのほうの、あるいは皆さんの、委員の方々の検討の結果ということで全く差し支えございませんけれども、ぜひ、問題なければ、資料3の1ページの一番下から2ページ目の一番上ぐらいのこういう趣旨のものを、やはり1-(3)資機材、設備等の安全性の確保に入れていただけると、非常に労働災害防止に役立つのではないかなということの発言でございます。もし可能であれば、よろしく御検討のほどお願い申し上げます。

以上でございます。

【山口大臣官房政策課長】 ただいまの御意見、作業安全は機械や設備で対応するのが基本であると、こういった趣旨のことについて、それぞれの個別規範の1-(3)の部分ですね、ここに盛り込んでいただけないかという御意見だということで承りました。

私どものほうで検討しまして、反映させる方向で検討をしたいと思います。

【梅崎委員】 ぜひそういう方向で、よろしく御検討のほどお願い申し上げます。

【山口大臣官房政策課長】 例えば、個別規範の農業の部分ですと、1-(3)-③の部分です、「資機材、設備等を導入・更新する際には、無人化機械等を含め、可能な限り安全に配慮したものを選択する」という形であったりとか、例えば林業の解説を見ていただきますと、資料4-2の20ページ、解説でいうと14ページのところですが、「資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する」ということで、「人の注意力には限界があり、ミスをするものです。人がミスをしても、より事故に結

びつきにくい資機材、設備等の選択が求められます」という形で、意見が反映された形で は書いているところでございます。農業のほうも同じです。

【梅崎委員】 今、確認いたしました。そのとおりですね。すみません。私もちょっと 細かいところまできっちり見ていなかったものですから、もし資料4-2の14ページに 書いてあるような記載、この解説の記載がそれぞれにあれば全く問題ないと思いますので、 ぜひよろしく御検討のほどお願い申し上げます。

【山口大臣官房政策課長】 こちらで今見ています限りでは、農業に関しましても、4 - 1 の資料の全体の17ページ、解説資料で言うと13ページの上のほうに同じ趣旨のことが書いてございます。こちらの記載でよろしければ、入っておるということになろうかと思います。

【梅崎委員】 そうですね。失礼いたしました。明確に記載されていますね。どうもありがとうございました。大丈夫だと思います。

【山口大臣官房政策課長】 失礼しました。私もちょっと勘違いをしておりましたが、 入っておりますので。では、この形で進めさせていただければと思います。

ほかに御発言の御希望はございますでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。

次に、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範)」の策定のうち、資料5の作業安全規範の活用方針及び資料6「令和3年度の補助事業等におけるクロスコンプライアンスについて」を、私から御説明いたします。

まず、資料5を御覧ください。

規範の活用方針につきましては、これまでの有識者会議や分科会でも考えをお示ししま したので、簡潔に御説明いたします。

規範につきましては、この資料にありますように、1、事業者における自主的な活用と していますが、例えば「規範」を事業所に掲示していただき、従事者が日々、目にしても らうことなどにより、意識啓発に活用していただきたいと考えています。

また、今回作成しましたチェックシートを、各現場での安全対策の取組状況の再点検に 活用していただきたいと考えています。

次に、2の行政等への活用としておりますけれども、補助事業において、規範の取組を 補助事業の要件とする「クロスコンプライアンス」の活用や、補助事業等とひもづけて提 出していただいたチェックシートの分析等を行うことで、施策の検証、さらなる施策の企 画立案に活用することとしています。

規範は、現場で活用されて初めて意味を持つものですので、現場でどのように周知し、 定着させるかについても、有識者の皆様や業界関係者の皆様の御協力を得つつ、クロスコ ンプライアンスへの活用等を通じてしっかりと進めてまいります。

続きまして、資料6ですが、今お話をいたしましたクロスコンプライアンスに関してでございます。令和3年度の補助事業等におけるクロスコンプライアンスについてということで、現場における具体的な作業安全対策の取組の促進や、事業者の意識向上を図るため、各種の農水省の補助事業等において、作業安全に関する要件化、クロスコンプライアンスを農水省全体で推進しております。

左下の表にございますように、令和3年度予算、こちらには令和2年度の補正予算も含めておりますけれども、事業実施主体が事業者であるなど要件を設定することが適当と考えられる補助事業等について、原則要件化することにしております。その結果、各分野の合計で88の補助事業等で作業安全に関する要件づけを実施することにしております。これは令和2年度の54に比べますと6割増という形になってございます。

要件の具体例につきましては右側に記載をしてございます。今後も作業安全を要件化する事業等について精査をし、クロスコンプライアンスを推進しながら、現場での安全意識の浸透を推進してまいります。

それでは、ただいま説明をしました資料5、6について、御意見がございましたら、お願いいたします。

それでは、小林委員から御発言の希望がございましたので、小林委員、お願いいたします。

【小林委員】 小林でございます。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

このクロスコンプライアンスの話は以前から出ておりましたが、今回、この資料6は初めて見せていただいた資料で、特に漁業の部分で、具体的に事業名が明示されているので少し戸惑いましたが、ここに書かれている事業は、経験のない若い人たちを船に乗せて研修をさせるという事業ということを考えますと、チェックシートを出すということで、現在、漁業者が取り組んでいる安全面での対策というものが客観的に把握できるという意味でも必要だと思います。いずれにしても、今後この事業でひもづけされるということにつきましては、具体的に水産庁の担当班としっかりすり合わせていかなければいけないなと思っております。

私の発言は以上です。ありがとうございます。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございます。

倉重漁政部長のほうからございますか。よろしいですか。

ほかに御発言の御希望ございますでしょうか。

それでは、ほかに御意見等ないようですので、議題1の「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範)」の策定についてを終了しますが、農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範)、それからチェックシート、解説資料の案につきましては、有識者会議において了承していただいたということにしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

特に御異議等ございませんでしたので、それでは、了承ということで進めさせていただ きたいと思います。ありがとうございます。

次に、議題2の「作業事故の要因分析等に係る調査事業の中間報告について」、調査委託 事業受託者の株式会社クニエの今様より御説明をお願いいたします。

では、今様、お願いします。

【クニエ(今)】 ただいま御紹介にあずかりました株式会社クニエの今でございます。 本日は、貴重な機会をいただきまして、誠にありがとうございます。限られた時間ではございますが、これまで取り組んでまいりました調査結果について、中間報告として御報告させていただきます。

まず、本日の中間報告の構成について御説明をいたします。お手元の資料7、3ページ 目をおめくりいただけますでしょうか。その前に全体構成についてでございます。

今回の調査事業では、大きく分けて3つの調査を実施しております。今回の報告では、 その調査結果と、それを取りまとめた対策について中間案として御提示をするものです。

調査に関しましてですが、上に3つ大きく囲みを作ってございますけれども、1つ目に、 作業事故実態及び要因調査ということで、5つの事業についてそれぞれ事故の実態を分析 してございます。

また2つ目に、作業安全対策に係る優良事例調査、こちらは各分野それぞれ数団体ほど ずつ調査をさせていただきまして、合計約20団体、事業者にお話をお伺いいたしました。

③につきましては、労災特別加入に関する事例調査ということでございまして、農業、 林業、漁業について、数事例ずつ調査をさせていただいているところでございます。

このような調査結果を踏まえまして、事業者における対策の検討を行っております。対

策手順につきましては、3枚目、下のほうに図がございます。三角形の図でございます。 こちらを見ていただきますと、事業者のほうで取り組むべき取組を全部で①から®のカテゴリーに区分してございます。

このうち③から⑥につきましては作業現場の取組ということで、各分野別にそれぞれの 事故の発生傾向などを踏まえました取りまとめを行っております。

また、①、②、⑦、⑧といったところにつきましては、経営者の方のリーダーシップであるとか、あるいは組織の統一、風土づくりといったようなところで、各事業を横断的に扱える知見ということでございまして、こちらは優良事例から得られました知見につきまして、分野横断で取りまとめさせていただいているところでございます。

本日、お時間も限られている中でございますので、御報告の中心としましては、1つ目の作業事故実態の調査結果の概要、それから対策についても簡単に触れさせていただければというふうに思ってございます。優良事例調査につきましては、本日は一つ一つの御説明はできないということでございますけれども、33ページ以降に抜粋をして掲載をしてございますので、御確認をいただければというふうに考えてございます。

続きまして、おめくりいただきまして4枚目でございます。こちらは事故事例分析の対象及び分析手法について記載してございます。

まず左半分で分析対象データということで、農業、林業、漁業につきましては、死傷病報告、厚労省様の取りまとめのもの以外のデータソースを今回活用してございます。また木材、食品産業につきましては、厚労省様の労働者死傷病報告について御提供をいただきまして分析をさせていただきました。

右側は分析視点でございます。こちらにつきましては、今回、典型事例の抽出ということを主眼に取り組んでおります。下に五角形の図がございますが、いつ、どこで、だれが、なにが、どのようにといった要素をテキストの中から抜き出しをしてございます。また、なぜ発生したのかということで、人、物、環境、管理といった観点からも要素洗い出しを行っております。

下に分析例を1つお示ししてございます。乗用型トラクターでの機体の転倒・転落事故について、起因物と事故の型でまず抽出いたします。それにつきまして、作業種類、例えば圃場出入り時、道路走行時、あるいは圃場での作業中といったところで作業種類で類型化。また、誘因事象のところにつきましても、路肩の乗り上げ、あるいはバランス崩しといったところを、きっかけとなった事象ということで類型化を行っております。

まずはこの作業種類、誘因事象、起因物、事故の型、4つ合わせまして典型事例という ふうに捉えまして、それぞれどの程度の割合が抽出されたかを一覧化をしております。

これらについて原因につきましても、人、物、環境、管理といった点から、どのような ものがあったかをリストアップをさせていただいているという分析でございます。

分析の骨子としては今の4つになりますけれども、5枚目以降、若干駆け足にはなろうかと思いますが、各分野ごとの抽出された事例について御紹介させていただきます。

5枚目を見ていただきますと、まず右上のグラフ、年齢別のグラフでございます。60歳以上の事故が約9割を占めるという状況でございます。また、右下のグラフを見ていただきますと、年齢別の事故の型、若手では「切れ、こすれ」、「機械の転倒・転落」のみが見られる一方で、高年齢層では「熱中症」、「火災」の割合が増えてくるというところでございます。

おめくりいただきまして、6枚目でございます。ここでは農業で出されました典型事例 のうち代表的なものを1つ御紹介させていただきます。

乗用型トラクターの機械の転倒、転落事故につきまして、作業種類、誘因事象で分類を していきますと、大きく4つの典型事例が抽出されたということでございます。

その1つに、道路走行中の路肩乗り越え・脱輪というものが最も割合としては大きく、 全体の11%を占めるということでございますし、それ以外にも少し割合としては下がり ますけれども、圃場出入り時の脱輪、あるいは農作業中の圃場の縁からの脱輪といったも のも一定割合出されているというところでございます。

背景としましては、後進時の不注意、あるいはシートベルト非着用、安全装備の未装備 といったものが一定件数検出されております。また、環境面についても、傾斜地、段差・ 溝といったものへの言及が多く見られました。

こうしたことを踏まえまして、下半分に事業者における対策を記載してございます。物 的資源管理と業務管理に主に重点を置く記載をしてございます。

物的資源管理では、安全フレーム、キャブ、シートベルトの装備。あるいは環境ですと、 危険箇所の洗い出し、圃場出入口の改善など。

また業務管理ですと、シートベルトの装着の徹底、あるいは後進時の確認徹底といったような手順の策定ということが重要な対策になってくるかというふうに考えてございます。

7枚目、8枚目、9枚目では、そのほかにも検出されました典型事例を一覧化してございます。

続きまして、林業の御紹介をさせていただきます。資料10枚目でございます。

林業の全体概況としましては、まずグラフ右上、被災者年齢、経験年数別に見ていただきますと、60歳以上のところで非常に死亡年千人率が急速に上昇しているというところでございます。

また、右下のグラフを見ていただきますと、全年齢で経験年数の浅いところに集中している。一方で、一部熟練者による事故についても、グラフ右側のほう、一定件数が積み上がっているというところでございます。

また、11枚目を見ていただきますと、林業の代表事例でございます。「抜倒対象木×激 突され等」ということで、こちらは特に立木等の中でも抜倒対象木に絞って、それが被災 者に激突をしたというものについて典型事例化を行ったものでございます。

作業種類、誘因事象の分類で見ますと、大きく4つが抽出されているところでございまして、特に多いものがチェーンソー抜倒時の障害物との接触でございます。ほかの立木、他の倒木との接触、また、そのほかにも抜倒木が裂けたもの、抜倒方向がずれたものなどが検出されているということでございます。

背景としまして最も多かったものが、誤った追い口、受口、ツルの作り方ということでございまして、抜倒方向を十分に制御するためのスキルが1つ課題になっているということでございます。

これらを踏まえまして、事業者における対策でございます。主に業務管理のところに重点を置いて記載させていただいています。抜倒手順の技術、または抜倒の判断に関する精緻化といったところ。または、近接作業者とのコミュニケーションといったところでの業務管理の徹底が重要になってくるということでございます。

続きまして、木材産業を御紹介させていただきます。おめくりいただきまして14枚目でございます。

右上のグラフを見ていただきますと、経験年数4年以下の事故が約5割を占めるという ことでございます。

また15枚目を見ていただきますと、木材産業の対象事例になります。丸のこ盤の切れ、 こすれが非常に多く発生しているということですが、そのうち作業種類、誘因事象で見ま すと、大きく5つの典型事例が抽出されています。

最も多いものは誘因事象なしということでございまして、明確なきっかけとなったもの が検出されていない業務の不注意によるところが大きいと考えられるものが最も多くなっ てございますが、そのほか手の動かし方、材の押さえ方といったところでのミスによって 手が滑ったもの、あるいは異物を除去しようとしたものなども一部検出されてございます。

事業者における対策としましては、これらを踏まえまして、物的資源管理または業務管理などを記載してございます。

物的資源管理につきましては、こうした丸のこ盤、もともと歯の露出を完全に囲うことが難しいということを踏まえまして、省人化ということが根本的に必要になってくるのではないかということ。

また、業務管理という面で言いますと、業務の標準化ということで、不注意に起因する 事故も多いということでございますので、注意力が散漫にならないような休憩の取り方、 不良材などのあらかじめの排除といったもの、また、非定常作業時にも機械の回転の停止 を必ず目視で確認するといったようなところを対策として挙げさせていただきました。

続きまして、漁業を御紹介いたします。17ページ目でございます。

右上のグラフを見ていただきまして、まず被災者年齢でございます。50歳以上ないし60歳以上のところで被災件数が増えているということでございます。

また、右下のグラフを見ていただきますと、船に乗っている人数で見ますと、やはり少人数の船舶で多く発生しているということですし、1人乗りの漁船につきましては、海中 転落の割合が相対的に高く出ているというところでございます。

おめくりいただきまして、18枚目でございます。漁業の典型事例でございます。

こちら、最も多いものとして、巻揚機、ウインチローラーですとかボールローラーといったような、漁網、ロープを巻き上げる油圧機器をまとめて総称しております。こうしたものの巻き込まれ事故につきまして、作業種類、誘因事象で分けますと、3つ検出されております。最も大きいものは、揚収時の誘因事象は無というものでございまして、明確なきっかけが検出されていないということでございます。そのほかにも身体が網に絡まったもの、また着衣が巻き込まれたものも検出されているところでございます。

事業者における対策としましては、これらを踏まえまして、物的資源管理、業務管理などを中心に記載させていただいています。

物的資源管理につきましては、緊急停止装置の導入、また着衣については巻き込まれに くいものを着用。

業務管理としましては、必ず複数人で作業するときは、即時、回転が停止できるような 体制で行うこと。回転ドラムに近づき過ぎないこと、偏りがあったときは一度回転を止め るといったことの徹底が必要になろうかということでございます。

次に、食品管理を御紹介させていただきます。20ページ目でございます。

右側のグラフを見ていただきますと、経験年数4年以下の事故が5割、こちらも木材産業と同様、経験年数4年以下が非常に高いということでございます。

年齢別・事故の型別ということで、右下のグラフを見ていただきますと、若い年代では 挟まれ、巻き込まれ、高年齢では転倒事故が非常に高まっているということでございます。

21枚目を見ていただきまして、通路、床の転倒事故についての事例でございます。

作業種類、誘因事象、それぞれ類型化を行いますと、全部で6つ検出されています。最も大きいもので歩行移動の足を滑らせた事案、また環境要因が非常に多く検出されております。路面状態、障害物などの要因でございます。

これらを踏まえまして、事業者における対策としましては、物的資源管理、業務管理を 中心に記載させていただいております。

物的資源管理では、滑りにくい靴の使用、靴裏の清掃、また滑りやすいエリアの限定、 段差の改善。

業務管理としましては、不安全行動、走るなどのことは制御をする、また、重量物運搬などの見直しといったことを書かせていただいております。

また、学習・教育面でも、特有のものとして、筋力維持ですとか、あるいは身体能力の 自覚といったものも記載させていただいております。

ここまでが主な事故事例の分析結果でございます。

おめくりいただきまして、これ以降は対策について、ごく簡単ではございますが、御紹介させていただきます。24枚目、25枚目をお開きいただければと思います。

24枚目、25枚目につきましては、御説明しましたとおり、組織の統率ですとか、安全文化の醸成といった内容について、優良事例調査に御協力いただきました事業者の方々から御提供いただきました御知見を施策例としてリストアップをしてございます。本来、これよりさらに多くのヒント、御施策を紹介されたところでございます。ここでは概要版ということで一部しか御紹介できていないということでございますが、報告書の本体の中では、さらに網羅的に御紹介したいというふうに考えてございます。

また、おめくりいただきまして、26枚目以降、こちらは各分野別のデータ、重点対策 を記載してございます。

こちらでは、これまで典型事例を抜粋して見ていただきましたけれども、全ての典型事

例に対する対策を一旦束ねまして、その中からより幅広い典型事例に対応するもの、誘因 事象、それから原因の傾向に対応しているものを重点対策と位置づけまして抽出したもの というふうになってございます。今まで、先ほど御説明したところと大きな傾向としては 似通ったものになっているかというふうに思います。

さらに進んでいただきまして、31枚目、32枚目でございます。こちらは、これまで説明しました事業者における対策というところを踏まえまして、こうした対策を実践していくに当たりまして、ヒアリング調査などでも様々な課題認識などもお伺いすることができました。そういった課題認識等も踏まえまして、行政組織あるいは業界全体としてどのような支援が考えられるのかということについて、31枚目、32枚目にて記載をしてございます。大きく分けて3点記載をしてございます。

1点目としましては、ノウハウの共有・明確化ということでございまして、優良事例の 共有、また、全分野に共通して誤った作業手順が一定見られているところでございますの で、そうした作業手順の禁止事項の一層の明確化、それから、学習・教育の充実というこ とで、特に農業、漁業につきましては、家族経営も含めました教育機会の拡大といったこ とも記載をさせていただいております。

また、2つ目でございますが、各事業体における徹底・実効性確保というところでございます。各事業体の方からの御意見としましては、安全対策、どうしても優先順位が低くなりがちだということもお伺いしております。こうしたところへの対応として、取組インセンティブの設置などを書かせていただいております。

おめくりいただきまして、32枚目、3点目でございます。安全に資する技術の開発・普及支援ということでございまして、機械の<u>メンテ</u>での安全ということを推進していく観点で、<u>メンテナンスを進め</u>ています安全規格の認知度向上、また、安全な施設、投資への助成、開発・実証支援、普及支援といったようなところを記載させていただいたところでございます。

非常に駆け足ではございましたが、<u>資料の</u>御説明となります。検討不足の点も多々あろうかと存じます。中間報告でありますため、御意見を賜りまして、引き続き進めさせていただければと思います。

以上です。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの中間報告につきまして、御質問あるいは御意見ございますでしょ

うか。御発言を御希望の方は、チャットのほうで御記入をお願いいたします。 それでは、生部委員、お願いいたします。

【生部委員】 全中の生部でございます。資料7の説明、ありがとうございました。

共通規範を議論した前半の議論の中でも、やはり農作業安全の問題は、自分事にしなければいけないという思いの中で、特にJA共済がやっている「農作業事故体験VR」などで、非常にイメージ的な部分を自分事として意識してきましたし、今回改めて、私も決して農業の事故の専門家というわけではないんですけれども、こういったことを分析していただいて、改めて映像の部分と、こちらの事故分析のところが符合した部分もありました。今回非常にありがたかったのは、全くの門外漢の農業以外のところも調べてもらったので、その違いも面白いなというふうに感じたところでした。

今後、中間報告から本報告にまとめるに当たりまして、先ほど、今様のほうからも、特に私たちも対策の取りまとめのところが非常に関心があり、先ほどの御説明の中で、「本報告ではさらに網羅的に」というようなコメントもございましたけれども、最終的にこの中間報告を成案化していくに際しての体裁というのでしょうか、形はこういった形の資料で出るのか、あるいは、よくあるような報告書の文書編みたいなものにまとめられるのかどうか、そこからまた私たちも4の内容の大事なところを参考にさせてもらいながら、いろいろと考えていきたいなどというふうにも思っているんですけれども、最終的なまとめのイメージ、ここは今様のほうなのか、農水省のほうなのか分かりませんけれども、最終的な取りまとめイメージをお教えいただければと思います。

以上です。

【山口大臣官房政策課長】 それでは、今さん、お願いできますでしょうか。

【クニエ(今)】 音声のみで失礼いたします。クニエの今でございます。

生部委員、どうもありがとうございました。最終的な本報告に向けましては、体裁としましては、今御説明したことのより詳細なものを報告書として作成をして御提示をしたいというふうに考えておりますが、内容につきましては、対策、特に重点として注視されているという御発言もいただいたところでございますが、私どものほうで行っております事故事例分析、あるいは優良事例調査の範疇の中で整理できるところをよく農水省様とも検討させていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございます。

事業の発注主体としての農水省の立場から申し上げますと、最終的に報告は概要版と詳細版の冊子の形にしていただくというつもりでおりますけれども、できるだけ公表して周知を図れるような形で頂けるように調整をしたいというふうには考えております。

生部委員、よろしかったでしょうか。

【生部委員】 はい、大丈夫です。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございます。

続きまして、梅崎委員、お願いいたします。

【梅崎委員】 梅崎です。興味深い分析をどうもありがとうございました。

それで、ちょっと細かい点で教えていただきたかったんですが、10ページ目と20ページ目などを見ると、例えば、10ページ目は林業の年千人率、20ページ目は食品産業の年千人率なんですけれども、林業の年千人率を見ると、20歳から29歳で言えば0.3なのに、70から79歳になると2.2ぐらい。ということは、1桁近く違っているんです。対して食品などの場合には、ああ、そうか、これは産業ですね、だから、やはり実際に調査してみて、これだけ大きな違いがあるということは、ほかの産業はどうなんでしょうか。今、林業は出ていますけれども、例えば農業とか。

【山口大臣官房政策課長】 今さん、よろしいですか。

【クニエ(今)】 ありがとうございます。御指摘いただきました若年層と高年齢層での 千人率の差のギャップというところについて御意見をいただいたと認識しております。

農業、林業、漁業、それぞれ全ての事業において、試算的に千人率については算出をしているところでございますが、一部数字としてデータの悉皆性といったところも踏まえまして、千人率を表示しているものと、していないものがございます。一旦そこの前提も踏まえた上で、千人率を整理の上、御提示させていただければと考えてございます。

【梅崎委員】 ありがとうございました。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございます。

ほかに御発言の御希望はございますでしょうか。

特に本日御発言をいただいていない委員の方、何かございましたら。

ありがとうございました。

それでは、最後に、資料8の「農林水産業・食品産業 作業安全推進Week」の開催につきまして、私より説明をさせていただきます。資料8を御覧ください。

こちらにありますように、作業安全対策に関する行事といたしまして、2月16日から

26日を作業安全推進Weekとして、農林水産業・食品産業の分野を横断したシンポジウムの開催のほか、分野ごとに事業者団体や機械メーカー等の関係者の方々に一堂に会していただきまして、安全対策に係る情報交換等を行う作業安全推進会議を開催いたします。

また、作業安全推進Weekの後半には、作業安全新技術をテーマに、企業、農林漁業 関係者が直接対話をし、技術のさらなる発展や現場での普及を目的とした作業安全新技術 等マッチングミーティングを開催いたします。

本来であれば、集合しての会合で盛り上げていきたいところでございますが、現在のコロナの状況等も踏まえまして、全てウェブ上で実施するということにしてございます。

プログラムの詳細は近日中に決定いたしますけれども、有識者委員の皆様には、お時間が許せば、ぜひ御参加をいただきたいと考えております。後ろのほうにチラシも添付させていただいております。御覧いただければと思います。

本日の議事は以上となりますが、このほか委員の皆様から何か御発言はございますでしょうか。

本日、現場で作業をいただく事業者の皆様にも御参加いただいておりますので、大吉委員、いかがでしょうか。本日の議論、これまでの議論も踏まえまして、何か感想等でも結構ですが、ございましたら、お願いします。

【大吉委員】 大吉です。お世話になります。発言の機会をいただきまして、ありがと うございます。

最初からすると、とても分かりやすくなってきたと思いますし、クロスコンプライアンスでGAPの推進とか、HACCPの導入とかというところまで、農業者の方や食品産業の方たちに広く取り入れていただけるようになることで、少しでも死亡者やけがをする方が少なくなるような取組になったらいいなと思って聞いておりました。

あと、先ほどの年齢のところで見せていただくと、60歳、70歳帯の農業の方が、けがや死亡事故につながっているというところが非常に多いというふうにグラフで感じました。林業とかほかの食品産業は若年層の方たちのけがが多いというのは経験不足によるところだと思うんですけれども、農業に関しては、無理して自分でしようとしてけがをしているパターンになっているのではないかなというふうに感じましたので、少しでも作業受託を進めていけるようなことのきっかけにつながればいいなと思いました。

以上です。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございます。

それから、吉田委員、いかがでしょうか。林業の観点から。

【吉田委員】 吾妻森林組合の吉田でございます。

まず、規範について、大変よい規範を作り上げていただき、ありがとうございます。この規範を基に、日々の業務、経営に励みたいと思っております。

また、クニエの今様におきましては、適切な分析をいただきまして、ありがとうございます。改めて分析を見ますと、非常に高齢者の事故、死亡事故が多いということを痛感させられたということでございます。完成するのが楽しみということで、ぜひ参考にさせていただきまして、日々の安全教育に使っていければと思っております。

以上でございます。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございます。

続きまして、木材産業、砂田さん、いかがでしょうか。お願いします。

【砂田委員】 砂田です。

非常に参考になって、私自身、勉強になるんですけれども、我々木材産業の場合は、どうしても機械を使うことが多うございます。個別規範にも書かれていましたけれども、設備をする場合、できる限り安全なものを設備するということなんですけれども、これはやはり経営者の啓蒙が非常に大事ではないかと思うんです。経営者によってそれが選択できるわけですから、場合によっては安全な機械を用いることを義務化するというか、難しいことではあるんですけれども、安全な機械でないと駄目ですと。

例えば、皆さんにはちょっと分かりにくいかもしれませんが、小規模製材所に見られる、 台車というものがあるんです。送材車ということなんですけれども、これは本当に、どう ぞ、けがをしてくださいというような機械なんです。こういうものはやっぱり今後、設備 してはいかんとか、禁止するということも大事なのではないかと。これは経営者の考え方 ひとつなので、我々自身がとにかく安全ということを第一に考えていかなければいかんな と。この会議、あるいは作っていただく個別規範によって、これをぜひ木材産業の経営者 の方に、規模の大小を問わず広く普及していただきたいと思っております。どうもありが とうございました。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございます。

続きまして、日吉委員、いかがでしょうか。

【日吉委員】 今回、事故後の速やかな対応という規範のところでも入れていただいた と思うんですけれども、私が心配しているのは、特にライフジャケットを着けて落水した ときに、大体、大間でテレビでやるマグロ漁を見ていただければ分かると思うんですけれども、そのときに1人で操業している方が海に落水したときに、ライフジャケットは着ているんですけれども、そのまますぐに救助できるようなGPS的な発信機をつけたほうがいいということも部会のほうでは発言したんですけれども、早速、水産庁のほうでは、来月18日から、そういうメーカーとかのプレゼンみたいなことをやっていただくことが決まったと教えていただいたんですけれども、非常に早くそのことを対応していただいたことが、私には非常にうれしく思っているところなんです。

以上です。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございます。

ただいまのお話でもありましたけれども、御意見等について、必ずしもこういうものに、 規範に反映させるだけでなくて、我々の行政の対応としてもやっていきたいと思いますの で、またお気づきの点等ありましたら、メール等でも結構ですので、いただければと思い ます。

それでは、味の素、東森委員、いかがでしょうか。

【東森委員】 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。味の素の東森で ございます。

私は、この会議はもう数回目になるのですけれども、当初と比べますと、非常に完成度の高い規範の文章ができたと感じております。ただ、どなたかもおっしゃっておられましたが、あくまでもこれは机上の文章ですので、よく企業で言いますと、プロトタイプを作って早く市場に投入してみて、市場の様子を見るということをよくやるのですけれども、やはりこの規範の文章の実効性を高めるためにも、早く現場で試して、そのフィードバックを得て、更に完成度の高い規範に仕上げていくということが必須であろうと思われます。ですので、早くこの文章を現場で使ってみたいと思います。

以上でございます。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございます。

それでは、まだ若干お時間がございますので、今日、発言いただいていない方について 御指名させていただきます。

田辺委員、いかがでしょうか。

【田辺委員】 食品産業センターの田辺でございます。

共通規範、それから個別規範、食品産業について、ポイントを捉えて、かつ分かりやす

くまとめていただいたなというふうに感じております。

先ほど、東森委員もおっしゃいましたけれども、これを現場にどうやって広めていくのかというのは、我々団体としての課題かなと思っております。食品産業と申しましても、売上高1兆円を超える企業から家族経営の企業まで、非常に規模も違いまして、それぞれ作業安全に対する取組の体制も異なっているというふうに思っております。

大手の企業だと、労働安全衛生マネジメントシステムとかが当たり前のように行われていると思うんですけれども、特に中小の事業者の方、そこにどうやって広めていくのかというのは、我々団体としての大きな宿題なのかなというふうに思っております。

それから、事故の分析の中で、経験年数が少ない方の事故が非常に多いというふうなデータが、これも大体そう言われていて、改めて確認できたなと思っておりまして、やはりパートとかで製造の現場に新しく入ってくる方に対して、基本的な安全策をきちんとやってもらうと、そのための取組というのは改めて大事だなというふうに思ったところでございます。

ありがとうございました。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございます。

それでは、飛山委員、お願いいたします。

## 【飛山委員】 飛山です。

前回もお話しさせていただきましたけれども、安全関係、やはり業界が一致して取り組むのが非常に重要だと思っておりますが、行政が後押しをしていただけるというのは非常にありがたいと考えております。やはり行政はメッセージ性がすごく高いところでございますので、こういったものを活用しながら、これからも安全策を取り組んでいきたいと思います。よろしくお願いします。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございます。

それでは、藤井委員、最後にお願いいたします。

【藤井委員】 先ほど御説明いただいた資料7で言えば、例えばページ6、7で中間報告の形で今まとめられてはいますが、業務管理、それから教育等は、これまでも言われてきたようなことも含まれてはいるかと思うんですけれども、私の立場からすれば、ぜひ物件資源管理のところで、現状、機械安全と機能安全の観点で何が不足しているのかといったようなことを、なるべく多く最終報告で御提言いただければありがたいなというふうに考えます。

それと、全体的なことですけれども、今回、制定される規範、大きなスローガンが作業 安全と人命は全てに優先するということを掲げているわけですけれども、これで理念とか 価値観、あるいは行動指針というのが明確にできて、これは確実に実行していくことの重 要性が会議を通じて打ち出せたのではないかなというふうに認識しています。

今後はこれを広く現場に展開させていって、安全確保とか安全対策への意識等を浸透させて、あるいは再認識していただくことで、今まで以上に安全の観点で現場力というものが格段に向上できるのではないかということが期待されるかと思います。

それを踏まえて、さらに申し上げれば、GAPの推進もあるんですけれども、安全衛生、特にその点に観点を置くとすれば、ISO45001のマネジメントシステムが国際規格化されたということがありますので、特に事業者においては、これの認証取得というものも今後の1つの課題になっていくかなと。それは農産物の輸出拡大とかといった点でも国際的に通用していくものというふうに思います。その観点で言えば、認証取得に向けた支援といったようなことも必要になってくるのかなというふうに思います。

それと、今日、議論の前半のところにありましたヒヤリ・ハットのインシデント収集、これは予防安全につなげる意味で非常に大事だと思うんですけれども、数は力なりということで、ただ、効果的な事案をその中から抽出していくといいますか、そういう意味でも今回提案されているチェックリスト、最初は紙ベースかもしれないんですけれども、今後さらに進むIT技術を活用して、安全教育とか技術支援などのデジタルトランスフォーメーションといいますか、そういうDX化もやっていくというのが逆に今まで遅れていた感があります農林水産業も他産業にリードして安全を向上させていけるのではないかなというふうに考えます。

いずれにしましても、今回、初めてこういう規範というものを打ち出しましたので、い ろいろな農業行政等もどんどん加速的に変化していくでしょうから、冒頭ありましたよう に、それに即応したような形で、適時、規範を見直していくようなことが必要かなという ふうに考えます。

以上でございます。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございました。

ほかに、委員、御発言ございますでしょうか。

それでは、本日、オブザーバーとして、厚生労働省労働基準局安全衛生部の安達安全課 長にも御参加いただいております。厚労省様には、規範の作成あるいは調査・分析といっ たところでも非常に協力をいただいております。感謝申し上げます。

安達課長のほうから何か御発言ございますでしょうか。

【安達オブザーバー】 厚生労働省の安達です。せっかくの機会ですので、昨年、令和 2年の全業種の労働災害の状況を簡単に御説明したいと思います。

死亡災害につきましては、おかげさまで引き続き減少傾向にあるのですが、休業4日以上の死傷災害については、残念ながら、ここ10年ぐらい少しずつ増加傾向にあるという 状況にございます。

増加要因はいろいろあると思いますが、1つはやはり昨今の就業年齢が上がってきていることにつきまして、60歳以上の方の災害が非常に増えているところがございます。今日の資料7で農林水産業の御紹介がありましたけれども、全業種でも状況は同じでございます。やはり20歳の方が仕事中に転倒したら重傷にはならずに済むことが多いが、60歳の人が転倒して骨折をして休業1か月以上になってしまう、そういうふうな状況が、非常に増えています。

厚生労働省では、高年齢労働者対策を進めておりますけれども、今回の規範の中でも、 それぞれ高年齢者の方への配慮というものも入っていたと思いますので、そういった取組 もぜひ期待したいというふうに考えております。

以上です。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございました。

なお、今後につきましてですが、先ほども御説明いたしましたが、「規範」について、それをいかに現場に浸透させ行動変容につなげるかということが重要でありますので、今後、 来年度中に「規範」の浸透状況などについて、委員の皆様方に報告させていただく機会を 設けたいというふうに考えてございます。引き続き、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後に、枝元次官より、閉会の御挨拶を一言申し上げます。よろしくお願い します。

【枝元事務次官】 ありがとうございました。今日御議論を御了承いただきました共通 規範、または個別規範等で、本当にこれまでの御議論、また、今日いろいろな御意見等も 含めて、非常にありがたく思ってございます。年度内にこれを省として決定いたしまして、 先ほど御議論もございましたけれども、現場に浸透させる、その前のトライ・アンド・エラーとか、そういうことも含めてきちんとやっていきたいと思いますので、引き続き、この作業等に関与いただければありがたいというふうに思ってございます。

規範の策定に当たりましては、長期間、熱心に御議論いただきまして、ありがとうございました。

以上でございます。

【山口大臣官房政策課長】 ありがとうございました。

それでは、第4回農林水産業・食品産業の新たな作業安全対策に関する有識者会議を終了いたします。本日はありがとうございました。

— 了 —